

固定式甲板泡装置のモニターの設置場所に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式甲板泡装置のモニターの設置場所に関する事項

改正理由

タンカーに備える固定式甲板泡装置の仕様を規定する火災安全設備コード (FSS コード) 14 章においては、当該装置のモニターは、貨物エリアの全域に泡を放出できるように配置するものとし、居住区域等の左右両側にも配置することが要求されている。

同コード 14 章においては、居住区域等の左右両側に配置するモニターについて、ポンプ室、コファダム、バラストタンク及び空所の上方に配置してよい旨規定されているが、燃料油タンクの上方に配置することについて明確な規定は定められていない。

このため、IMO において、貨物ポンプ室の左右両側に燃料油タンクが配置される場合もあることを考慮し、当該モニターの配置可能な場所について検討が行われた結果、2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において、当該モニターを燃料油タンクの上方に配置することを認める統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1491 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1491 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

居住区域等の左右両側に配置するモニターを燃料油タンクの上方に配置してよい旨規定した。